

日田市介護保険条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

令和2年7月豪雨災害により被災した被保険者等に係る介護保険料の減免措置を実施するに当たり、所要の措置を講ずること。

2. 主な内容

令和2年7月豪雨災害により被災した被保険者等の保険料の減免に係る対象要件及び減免割合等に関する規定の追加（附則第5項から第8項関係）

（国の財政支援の基準による減免の対象要件及び減免割合等の規定を整備すること。）

① 減免の対象となる被保険者（対象要件）（附則第5項関係）

令和2年7月豪雨災害により、

- (1) 居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けたこと。
- (2) 主たる生計維持者が死亡し、若しくは障害者に該当し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (3) 世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

イ 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下

② 減免額（附則第6項関係）

- (1) ①(1)に該当する第1号被保険者 保険料に、損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

損害程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
半壊、大規模半壊、床上浸水	2分の1

- (2) ①(2)に該当する第1号被保険者 保険料の全部
- (3) ①(3)に該当する第1号被保険者 保険料額に、前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額

【計算式 減免額 = (A × B / C) × d】

対象保険料額 (A × B / C)	A : 当該第1号被保険者の保険料額 B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額） C : 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額
軽減又は免除の割合 d	前年の合計所得金額が200万円以下であるとき : 全部 前年の合計所得金額が200万円を超えるとき : 10分の8

※上記にかかわらず、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、全部を免除。

③ 減免の対象となる保険料（附則第7項関係）

令和2年度分の保険料であって、令和2年7月6日から令和3年3月31日までの間に納期の末日の到来するもの。

3. 施行の時期

この規則は、公布の日から施行し、令和2年7月6日以後に申請のあった保険料の減免について適用する。（附則関係）

4. 意見公募をしなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に規定する公益上、緊急に規則を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であり、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。